

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年4月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法にもとづき、対象者に対し予防接種の実施および当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 特定個人情報ファイルについては以下の事務に使用する。 ・予診票の作成 ・予防接種の証明書等の交付 ・予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ・予防接種事故の被害救済にかかる請求手続き ・予防接種を受けた者からの費用徴収 ・予防接種の記録の作成および保存
③システムの名称	福祉総合システム(保健サブシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表14項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 25、26、28 2、情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 25、27、28、29
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	青梅市こども家庭部こども家庭センター
②所属長の役職名	こども家庭センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	①健康福祉部 健康課 予防係 ②こども家庭部 こども家庭センター 管理係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	------------------	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---	-----------	---

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

☐委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

☐提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----------	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手)

☐ 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	------------------	--

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----------	---

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、担当者間で共有している。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	業務上必要のない情報の閲覧や取得等を行わないよう徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	② 所属長	健康課長 川杉 桂一郎	健康課長 丹野 博彰	事後	人事異動による変更のため
平成29年7月27日	②事務の概要	予防接種法にもとづき、対象者に対し予防接種の実施および当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 特定個人情報ファイルについては以下の事務に使用する。 ・予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ・予防接種事故の被害救済にかかる請求手続き ・予防接種を受けた者からの費用徴収 ・予防接種の記録の作成および保存	予防接種法にもとづき、対象者に対し予防接種の実施および当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 特定個人情報ファイルについては以下の事務に使用する。 ・予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ・予防接種事故の被害救済にかかる請求手続き ・予防接種を受けた者からの費用徴収 ・予防接種の記録の作成および保存	事後	
平成29年7月27日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の17、18、19項	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 16の2の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令 12条の2 2、情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令 12の2、12の3、13、13の2の各条	事後	
平成30年9月6日	② 所属長の役職名	健康課長 丹野 博彰	健康課長	事後	
令和2年1月31日	しきい値判断いつ時点の計数か	2019/4/1	令和元年12月1日	事後	
令和3年9月1日	③法令上の根拠	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号	事後	
令和5年4月1日	①部署	青梅市健康福祉部健康課	青梅市こども家庭部こども家庭センター	事前	組織改正による変更のため
令和5年4月1日	②所属長の役職名	健康課長	こども家庭センター所長	事前	組織改正による変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	連絡先	健康福祉部 健康課 健康推進係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	①健康福祉部 健康課 健康推進係 ②こども家庭部 こども家庭センター こども家庭センター係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	事前	組織改正による変更のため
令和6年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	①健康福祉部 健康課 健康推進係 ②こども家庭部 こども家庭センター こども家庭センター係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	①健康福祉部 健康課 予防係 ②こども家庭部 こども家庭センター 管理係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	事後	組織改正による変更のため
令和6年11月1日	しきい値判断いつ時点の計数か	令和元年12月1日	令和6年11月1日	事後	
令和6年12月24日	3. 個人番号の利用	予防接種法にもとづき、対象者に対し予防接種の実施および当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 特定個人情報ファイルについては以下の事務に使用する。 ・予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ・予防接種事故の被害救済にかかる請求手続き ・予防接種を受けた者からの費用徴収 ・予防接種の記録の作成および保存	予防接種法にもとづき、対象者に対し予防接種の実施および当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 特定個人情報ファイルについては以下の事務に使用する。 ・予診票の作成 ・予防接種の証明書等の交付 ・予防接種対象者に対して接種を受けることへの勧奨 ・予防接種事故の被害救済にかかる請求手続き ・予防接種を受けた者からの費用徴収 ・予防接種の記録の作成および保存	事後	「予診票の作成」および「予防接種の証明書等の交付」を追加
令和6年12月24日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の10項	番号法第9条第1項 別表14項	事後	法改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令 12条の2 2、情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令 12の2、12の3、13、13の2の各条	1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 25、26、28 2、情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 25、27、28、29	事後	法改正による変更